

京都市告示第415号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和6年10月1日

京都市長 松井孝治

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
黒崎 邦和	(医) 社団行陵会 京都大原記念病院	リハビリテーション科、 脳神経外科	肢体	平衡、音声・言語、そしゃく
富士榮 博昭	(医) 目高会 羽束師クリニック	内科、小児科、リハビリテーション科、整形外科	心臓、腎臓	音声・言語、肢体、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓
栗山 幸大	(医) 社団西日本平郁会 ホームケアクリニック京南	内科、血液内科	肢体、免疫	音声・言語
栗山 幸大	京都第一赤十字病院	血液内科、内科	肢体、免疫	音声・言語

* 障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター相談課)